

2004年8月25日発効
2006年3月15日一部改正
2007年5月25日一部改正

ゲノムネットワークコンソーシアム規約

条 項

表 紙	-----	1
第1条 (名 称)	-----	2
第2条 (目 的)	-----	2
第3条 (プロジェクトの定義及び構成)	-----	2
第4条 (定 義)	-----	3
第5条 (参加機関の役割)	-----	4
第6条 (参加資格・要件)	-----	5
第7条 (組織構成)	-----	5
第8条 (研究資金)	-----	7
第9条 (機密保持)	-----	7
第10条 (参加機関の本プロジェクトにおける権利及び義務)	-----	7
第11条 (知的財産権)	-----	8
第12条 (研究成果の公開)	-----	9
第13条 (罰 則)	-----	10
第14条 (期 間)	-----	10
第15条 (解 釈)	-----	11
第16条 (変 更)	-----	11
第17条 (細 則)	-----	11

第1条 (名 称)

本コンソーシアムは、「ゲノムネットワークコンソーシアム」と称する。

第2条 (目 的)

本規約は、第3条に定義するゲノムネットワークプロジェクト及びゲノムネットワークプロジェクトに参加する研究機関及び研究者等に適用される規則につき、第7条に規定する実施会議及びデータ公開・知的財産権に関するワーキンググループがその基本的事項を定めたものであり、当該プロジェクトの中核的研究機関である独立行政法人理化学研究所（以下「理化学研究所」という。）と大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（国立遺伝学研究所）（以下「機構（国立遺伝学研究所）」という。）との間及び、それらのいずれかの1機関とコンソーシアムに参加する他の機関の間において、それぞれ本規約を遵守する旨の共同研究契約を締結するものとする。

第3条 (プロジェクトの定義及び構成)

ゲノムネットワークプロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）とは、文部科学省が「ゲノムネットワーク研究の推進」事業として実施する、複数の研究機関が参加するコンソーシアム形態による研究活動の総称であり、文部科学省の科学技術振興費を用いて実施される「ゲノム機能解析等の推進」及び「ゲノムネットワーク統合データベース」に関する研究、理化学研究所が運営費交付金を用いて実施する「ゲノム科学総合研究事業の推進」のうち「ゲノムネットワーク研究の推進」に関する研究活動、並びにそれらに協力して実施される研究のことをいう。

本プロジェクトは、4つの研究プログラム「ゲノム機能情報の解析」「次世代ゲノム解析技術の開発」「個別生命機能の解析」「ヒトゲノムネットワークプラットフォームの構築」から構成される。本プロジェクトにおける研究プログラムの概要は下記のとおりとする。

(1) ゲノム機能情報の解析

本プログラムでは、「個別生命機能の解析」の実施機関が供出した細胞等の試料を活用しつつ、理化学研究所及び他の参加機関が共同で産出したデータの処理を行い、個別基盤データベース群を構築し、各参加機関に開示する。その際には、ヒトゲノムネットワークプラットフォームを構築する参加機関の協力を得る。

(2) 次世代ゲノム解析技術の開発

現在のゲノム解析技術を遥かに凌駕するような解析技術又はそれらの要素技術の開発を行う。実用化される技術については、研究プログラム「ゲノム機能情報の解析」等に還元し、本プロジェクト全体の推進に寄与する。

(3) 個別生命機能の解析

本プログラムでは、研究プログラム「ゲノム機能情報の解析」を担う参加機関が有機的な連携を行って提供する情報及びリソースを利用し、高次の生命現象、疾患関連タンパク質等、個別の生命機能に特化した生体分子のネットワークについて専門的知識を駆使した解析を推進する。

(4) ヒトゲノムネットワークプラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）の構築

機構（国立遺伝学研究所）及び他の参加機関により実施する。研究プログラム「ゲノム機能情報の解析」で構築された個別基盤データベース群と公的データベースとを統合したデータベースを構築する。プラットフォームについては、構築された後、個別生命機能の解析等に資するため、各参加機関に開示する。

第4条（定義）

本規約において使用される用語の定義を以下のとおりとする。

(1) ゲノムネットワークコンソーシアム

本規約を遵守する旨を合意し、本プロジェクトの目的のために文部科学省から提供された研究資金を直接又は間接に受領する研究機関及び協力機関により構成される研究組織を指す。

(2) ゲノム機能

生体分子間の相互作用、核酸配列の解析等によって明らかになる、ゲノムワイドに共通した遺伝子の発現制御等の機能をいう。

(3) 個別基盤データベース

研究プログラム「ゲノム機能情報の解析」によって産出された情報に基づき、タンパク質間相互作用、DNA-タンパク質相互作用等、各ゲノムの構造及び機能単位ごとに、情報に機能注釈を付与した上で系統的に整理・管理したものをいう。なお、個別基盤データベースは、ゲノムの構造及び機能単位ごとに複数構築される。これらの個別基盤データベースをまとめて、「個別基盤データベース群」と総称する。

(4) プラットフォーム

機構（国立遺伝学研究所）及び他の参加機関を中心に編成・蓄積された、個別基盤データベース群と公的データベースとを統合したデータベースをいう。

(5) 指定課題実施機関

研究プログラム「ゲノム機能情報の解析」について、課題指定による解析・共有リソース整備を実施する研究機関。実施課題及び機関については、ゲノムネットワーク推進委員会（本プロジェクトの基本方針・基本計画の策定等を行う、有識者から構成される委員会。以下「推進委員会」という。）が決定する。

(6) 公募課題実施機関

本プロジェクトにおいて、公募研究課題を実施する研究機関。実施課題及び機関については、ゲノムネットワークプロジェクト課題選考委員会（本プロジェクトの公募における、研究課題の選定等について検討する、有識者から構成される委員会。以下「課題選考委員会」という。）が決定する。

(7) 参加機関及び参加者

本プロジェクトに参加する理化学研究所、機構（国立遺伝学研究所）及びヒトゲノムネットワークプラットフォーム運営委員会が選定した機関、公募課題実施機関、指定課題実施機関、協力機関を個別に又は総称して「参加機関」という。参加機関において本プロジェクトに係る研究に従事する者を参加者という。

(8) 代表研究者

各参加機関を代表し、参加機関における研究の遂行（研究成果の取りまとめを含む。）に関して全ての責任を持つ者（課題毎に1人）をいう。

(9) 横軸研究

本プロジェクトの研究プログラム「ゲノム機能情報の解析」に係る研究をいう。

(10) 縦軸研究

本プロジェクトの研究プログラム「個別生命機能の解析」に係る研究をいう。上記横軸研究によって提供された情報に基づき、個別の生命機能に特化した生体分子のネットワーク解析に係る研究を指す。公募課題実施機関などが主導的な役割を果たして実施する。

(11) 協力機関

実施会議が本プロジェクトの目的を勘案してコンソーシアムへの参加を認めた研究機関。

第5条（参加機関の役割）

参加機関及び参加者の役割については以下のとおりとする。

(1) 分担する機能による分類

① マテリアルプロバイダー

解析対象となる試料（細胞等）及び本プロジェクトの共通基盤となる研究リソース（cDNA、siRNA等）の提供を行う参加者をいう。

② データプロバイダー

解析対象となる試料を用い、一次的なデータの産出を行う参加者をいう。

③ アノテーター

データプロバイダーが産出するデータを解析することにより対象（プロモーター、転写制御因子等）の機能の注釈付け（アノテーション）を行う参加者をいう。

④ バイオインフォマティスト

本プロジェクトにおいて必要とされる情報処理技術を提供し、データプロバイダーが産出するデータを解析する参加者をいう。

⑤ テクノロジープロバイダー

本プロジェクトにおいて必要とされる独自技術を開発し、その成果を提供する参加者をいう。

(2) コンソーシアムへの参加形態による分類

- ① 縦軸研究機関
参加機関のうち、縦軸研究を実施する研究機関を指す。
- ② 横軸研究機関
研究プログラム「ゲノム機能情報の解析」を実施する参加機関を指す。
- ③ プラットフォーム構築機関
研究プログラム「ヒトゲノムネットワークプラットフォームの構築」を実施する参加機関を指す。

第6条（参加資格・要件）

参加機関及び参加者は下記の要件を満たすことを条件とする。

(1) 参加機関の要件

- ① 本プロジェクトに関連して文部科学省から運営費交付金を交付されている機関。
- ② 文部科学省と直接委託契約を締結する機関、及びその再委託契約を締結する機関。
- ③ 協力機関。

(2) 参加者の要件

参加機関に雇用されている者が、本プロジェクトに参加する場合は、参加機関の長が書面をもって機密保持義務等を含む本規約の遵守を誓約させ、かつ当該参加者による当該義務の遵守に関し、責任を負うものとする。

(3) 学生等の要件

学生等が本プロジェクトに参加する場合は、委託契約上の主任者（本プロジェクトに関連して文部科学省から運営費交付金を交付されている機関及び協力機関にあつては代表研究者、再委託先機関にあつては当該機関に所属する参加者の代表者（一名）。以下本項において同じ。）が、当該学生等に対し書面をもって機密保持義務等を含む本規約の遵守を誓約させ、かつ当該学生等による当該義務の遵守に関し責任を負うものとする。また、委託契約上の主任者は、学生等のなした発明に関する特許を受ける権利を参加機関が承継するように必要な処置を取るものとする。

第7条（組織構成）

本プロジェクトの推進を目的に文部科学省等が設置する委員会及びワーキンググループ等の組織は以下のとおりとする。なお各組織における規則及び各組織相互の関係等については、別途各組織の設置要項等で定める。

(1) 推進委員会

本プロジェクト全体の推進に資することを目的として、本プロジェクトの基本方針・基本計画の策定等を行う。

- (2) 指定課題検討ワーキンググループ（以下「指定課題 WG」という。）
推進委員会の要請に基づき、横軸研究のうち、理化学研究所では実施できず、本プロジェクトの推進に必要と考えられる解析及び、本プロジェクトの推進に必要なリソースの整備に関して検討することを目的とする。指定課題 WG の検討結果については、推進委員会等に対し報告を行うこととする。
- (3) 課題選考委員会
本プロジェクトの公募における、研究課題の選定等について検討することを目的とする。課題選考委員会の検討結果については、本プロジェクトの関連する他の委員会等に対し、必要に応じて報告等を行うものとする。
- (4) 評価委員会
本プロジェクトの研究実務に関わる者を除く推進委員会のメンバー及び外部有識者が構成し、本プロジェクトの内部評価を実施する。
- (5) 実施会議
本プロジェクトの実施計画を策定し、参加機関間の研究成果の相互利用、事業推進に関する協議調整、本プロジェクトに関連するシンポジウムなど対外的な活動の企画及び実施、推進委員会に対して各研究活動の進捗の報告を行い、必要により意見を勧告する。協力機関を除く全ての本プロジェクト参加機関の代表研究者、ゲノムネットワーク推進委員会委員のうち推進委員会の主査の指定する者で構成される。また実施会議議長は必要に応じて、実施会議の下に WG 等を設置することができる。
- (6) データ公開・知的財産権に関するワーキンググループ（以下「知財 WG」という。）
本プロジェクトにおける、データの公開に係る原則及び知的財産権の取り扱い等について検討することを目的とする。知財 WG の検討結果については、本プロジェクトの関連する委員会等に対し、必要に応じて報告等を行う。
- (7) ヒトゲノムネットワークプラットフォーム運営委員会（以下「プラットフォーム WG」という。）
プラットフォームの運営方針及びプラットフォームの設計から構築に到るプロセス等の検討、プラットフォーム構築にあたり機構（国立遺伝学研究所）で実施できない分野に係る外部委託機関の選定等を行う。
- (8) プロジェクト事務局
本プロジェクトの進捗報告等のとりまとめ、公募課題選考、その他関連会議開催の支援的業務を実施する。
- (9) 実施会議事務局（理研）
実施会議が行う活動の支援的業務及び本プロジェクトに関連するホームページ作成、シンポジウム開催支援などの広報活動を実施する。

第8条（研究資金）

各参加機関における本プロジェクトの研究活動に関して発生する費用については、以下の経費により負担するものとする。

- （1）文部科学省との委託研究に基づく委託費
- （2）理化学研究所が実施する「ゲノム科学総合研究事業の推進」のうち「ゲノムネットワーク研究の推進」に関する研究活動に係る運営費交付金
- （3）協力機関については、各自で調達する資金

第9条（機密保持）

参加機関は、本プロジェクトの活動によって他の参加機関から得た情報であって、当該情報提供元たる参加機関が機密と指定するものを、当該情報提供元たる参加機関の同意なく本プロジェクト外の第三者に提供しないことに合意する。また、参加機関は、本プロジェクトの活動によって他の参加機関から得た機密情報について、本プロジェクト以外の目的に使用しないことに合意する。参加機関が本プロジェクト外の第三者との間で機密情報の開示者あるいは受領者となる場合は、必要に応じて開示者と受領者との間で機密保持契約を締結する。

ただし下記のいずれか一つにでも該当する情報については、本条における機密とは扱わないものとする。

- （1）開示した参加機関の故意又は過失によらないで公知となった情報（ただし、他の公知の情報の集積から推認される情報は公知情報に含めない）で、書面で立証できるもの。
- （2）機密とした参加機関の開示より前に、他の参加機関により既に知得されていた情報であって、書面で立証できるもの。
- （3）裁判あるいはその他の法的な強制により開示することとなった情報。
- （4）事前に当該情報を機密とした参加機関より、開示することについて書面によって同意を得た情報。

第10条（参加機関の本プロジェクトにおける権利及び義務）

本プロジェクトの推進のため、参加機関は以下の権利及び義務を負うこととする。

- （1）参加機関は、本プロジェクトで整備する共通リソース（cDNA 及び siRNA 等）について本プロジェクト以外の目的に使用しないことを条件として提供を受けることができる。理化学研究所及び東京大学はこれらの共通リソースの供給について、文部科学省の委託の範囲又は理化学研究所が実施する「ゲノム科学総合研究事業の推進」のうち「ゲノムネットワーク研究の推進」に関する研究活動に係る運営費交付金の予算の範囲において義務を負う。共通リソースの各機関への配分については、実施会議で決定する。
- （2）参加機関は、個別基盤データベース及びプラットフォームのデータを一般公開前に閲覧し、研究及びその研究成果による知的財産権の獲得に供することができる。機構（国立遺伝学研究所）は第12条に基づき情報の公開を行う。

- (3) 縦軸研究機関は、実施会議への申請に基づき、同会議が許諾する内容・範囲で、横軸研究機関に対して、ゲノム機能情報の産出（スクリーニング）を、縦軸研究機関の参加者が研究に用いる生体試料の提供等、応分の負担をもって委託することができる。横軸研究機関は、業務計画の範囲内で、縦軸研究機関の委託するゲノム機能情報の産出を行うものとする。
- (4) 縦軸研究機関は、研究成果の開示又は生体試料の提供等に加え、自らに帰属する本プロジェクトの成果たる知的財産権に関し、本プロジェクトの継続期間中、他の参加機関による本プロジェクトの目的の範囲内での実施等に対してこれを行わないことを通じて、横軸研究の推進、個別基盤データベース及びプラットフォームの構築に積極的に協力しなければならない。
- (5) 研究プログラム「次世代ゲノム解析技術の開発」の実施機関は、その研究成果を参加機関に対して積極的に開示し、また、自らに帰属する本プロジェクトの成果たる知的財産権に関し、本プロジェクトの継続期間中、他の参加機関による本プロジェクトの目的の範囲内での利用等に対してこれを行わないことを通じて、縦軸研究又は横軸研究の解析能力の強化に積極的に協力しなければならない。
- (6) プラットフォーム構築機関は相互に連携を図り、本プロジェクトにおいて産出された情報及び公的な情報を、本プロジェクト内外において最大限有効活用可能となるよう、積極的に参加機関から情報を収集し、その活用を図らなければならない。

第11条（知的財産権）

各参加機関は、第12条に定める研究成果の公表までに、積極的に知的財産権の確保を行うものとする。特に、理化学研究所は、横軸研究の中核的な機関と位置づけ、各参加機関及び各委員会等と密接な連携をとりながら、本プロジェクトの推進及び可能な範囲内での知的財産権の獲得に努めるものとする。

- 2 各参加機関は、発明に相当する研究成果又は有用な生体試料等を得た場合は、その旨を速やかに実施会議に通知するものとする。
- 3 各参加機関の研究活動によりもたらされた成果の取扱いは下記のとおりとする。
 - (1) 横軸研究及び研究プログラム「次世代ゲノム解析技術の開発」「ヒトゲノムプラットフォームの構築」による知的財産権の取り扱い
横軸研究から得られた成果及び「次世代ゲノム解析技術の開発」「ヒトゲノムプラットフォームの構築」から得られた研究成果に係る知的財産権については、当該成果を得た参加機関に帰属する。ただし、縦軸研究機関よりリソースが提供されていた場合、横軸研究等によって得られた成果については、当該成果を得た参加機関と当該縦軸研究機関との間で協議を行うものとする。
 - (2) 縦軸研究機関が横軸研究の成果を用いて行った研究の知的財産権の取り扱い
個別基盤データベース、プラットフォーム等の横軸研究の成果は、基本的に複数の横

軸研究機関の連携によって生じるものであり、それを利用する際には、どの機関の産出した成果であるか判別するのは著しく困難な場合が予想される。しかし、本プロジェクト実施の過程で生じる知的財産権を、民間への移転等により利用を促すためには、その所有者が明確に整理されていることが必要不可欠である。そのため、

縦軸研究機関が横軸研究の成果を用いて行った研究の成果については、これを当該縦軸研究機関と横軸研究機関の中核を為す理化学研究所の共有とする。但し、当該縦軸研究機関が当該成果に係る特許権等の出願を希望する場合であって、出願に先立ち当該縦軸研究機関と理化学研究所の間で協議を行い、理化学研究所が共同出願をしない旨の意思を表示したときは、当該成果に係る知的財産権は以後当該縦軸研究機関に単独で帰属するものとする。

なお、縦軸研究機関と理化学研究所が共同で特許出願を行った場合において、理化学研究所が当該特許出願に係る知的財産権の共有持分に基づき利益を得たときは、理化学研究所は、他の横軸研究機関に対し、あらかじめ定めた利益を配分することができる。理化学研究所がそれぞれの横軸研究機関に分配する利益の配分率、知的財産権の維持、管理、手続等に係る人的・金銭的負担に係る分担については、理化学研究所と各横軸研究機関との間で別途協議の上定めることとする。

- 4 各参加機関は、前項各号に基づき自らに帰属するに至った知的財産権に関し、本プロジェクトの継続期間中、他の参加機関による本プロジェクトの目的の範囲内でのその実施等に対して、これを行使しないものとする。

第12条（研究成果の公開）

各参加機関は、研究成果に係る情報の他の参加機関への提供及び一般への発表に関し、以下に定める事項を遵守するものとする。

各横軸研究機関は、産出したデータを速やかに本プロジェクト内で利用可能な形とするために、横軸研究機関の中核である理化学研究所及びプラットフォーム構築機関と連携し、別途協議により定める期間毎に産出したデータの集約を図る。

理化学研究所は集約されたデータをジャンル毎に分類し、各参加機関の協力を得てデータベースの高度機能注釈を行い、科学的な立場や世界の研究の動向を踏まえて、個別基盤データベース群の構築を行う。これらの個別基盤データベースについては、機密情報として参加機関に開示された後、一定の期間を経てプラットフォームにて一般公開される。

横軸研究機関及び縦軸研究機関は、自らが産出した本コンソーシアム内に開示すべきデータを、電子媒体を用いてプラットフォーム構築機関に送付する。プラットフォーム構築機関は、それらを受け入れた後フォーマットなどの加工を行い、本プロジェクトの推進に資するため、ウェブシステムを用いて参加機関へ速やかに機密情報として開示する。さらに、これらのデータは、プラットフォーム構築機関にて本プロジェクトの目的を達するのに必要な解析を施し、付加価値のついたアノテーションを付与した後、参加機関に開示される。これらのデータは、参加機関による知的財産権の確保や論文発表がなされ次第速やかに、ウェブシステムを用いて一般公開する。なお、参加機関への開示から一般公開までの期間については、本プロジェクトの公益性を鑑み、必要に応じて実施会議にて調整を行う。

これらの機密情報のプラットフォーム構築機関での受け入れ、プラットフォーム構築機

関における加工及び機関間の転送、並びに本プロジェクト内部への開示に際して、プラットフォーム構築機関は、機密の保持に必要な措置を執る。

(1) 成果の発表について

本プロジェクトに参加する他の参加機関より、本プロジェクトの推進のために提供された情報及びリソース、解析技術を用いて得た成果の発表（口頭発表を含む）を行う際には、発表を行う参加者は、それらの提供元の参加者と発表の方法を協議する。また、本プロジェクトの機密情報を用いて得た研究成果を発表する際の時期及び方法については、それらの提供元の参加者（個別基盤データベースの場合は、それに記載された情報の主たる産出を行った機関の代表研究者、プラットフォームの場合は、理化学研究所及び機構（国立遺伝学研究所）の代表研究者）との協議または、必要に応じて実施会議の判断により、その具体的な内容を定める。

(2) 知的財産権の取得への配慮

各参加機関は、各研究の成果に対する貢献に応じた発表に係る権利を持つ。ただし、本プロジェクトの成果の最大化、知的財産権確保の観点等から、研究成果の発表に先立ち、別途実施細則にて定める手続に従い当該発表の内容を実施会議に通知するものとし、他の参加機関ないし参加者から協議の申入れが為された場合は、別途実施細則に定めるところに従い、これに誠実に対応するものとする。

(3) 本プロジェクトの活動から得た情報等の参加機関間の公開・提供

各参加機関は、本プロジェクトの活動によって得た情報及び生体試料等の有体物を、本プロジェクトを達成する目的で、必要に応じて他の参加機関に提供しなければならない。提供すべき情報及び有体物については、実施会議、その下に設置される本プロジェクトの推進に係る個別のワーキンググループ及びプラットフォーム WG において定める。なお、各参加機関は、成果たる情報を提供する場合であって、当該情報を参加機関外の第三者への開示を望まない場合は、これを機密情報と指定するものとする。

第13条（罰則）

本規約は、本コンソーシアム及び本プロジェクトに参加する際の大原則として最優先される。従って、各参加機関又は参加者が、本規約に違反した場合又は本規約に抵触すると実施会議が判断した場合には、本プロジェクトから脱退させることがある。

なお規約の違反により他の参加機関又は参加者に損害が発生した場合には、当事者間で解決するものとする。

第14条（期間）

本規約の有効期間は、発効日（平成16年8月25日）から、文部科学省との委託契約及び再委託契約の終了、理化学研究所又は機構（国立遺伝学研究所）のいずれか1機関と当該協力機関との共同研究契約の終了（当該参加機関の本プロジェクト脱退）もしくは平成21年3月31日までとする。

ただし、本プロジェクトを脱退した各機関についても、第9条、第11条及び第12条については、平成21年3月31日まで適用されるものとする。

第15条 (解 釈)

本規約の解釈に疑義が生じた場合には、実施会議が見解を表明し、各参加機関は当該見解に従うものとする。

第16条 (変 更)

実施会議は本規約の変更及び細則の設定を議決することができる。

第17条 (細 則)

本コンソーシアムの運営に関して必要な事項については、別途定めるものとする。

以 上